

## 日本国憲法第9条の堅持に関する意見書（案）

日本国憲法（以下「憲法」という。）は、アジア・太平洋戦争の惨禍がおびただしい人命の犠牲と痛苦をもたらしたことへの反省に基づき、全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し、戦力不保持・交戦権の否認という徹底した恒久平和主義を基本原理としている。この平和憲法が長年にわたって日本と近隣諸国との平和の礎となり、自衛隊員の命を守り、海外で自衛隊が人命を奪うこともさせない力となってきた。

高市首相は、憲法に自衛隊を明記する改憲に強い意欲を示しているが、憲法への自衛隊の明記は、戦力の保持を禁止した第9条第2項の空文化・死文化に道を開き、海外での武力行使を無制限に可能なものにしてしまう。

その狙いは、日本を守るためではなく、アメリカが日本の周辺地域で軍事介入する戦争に、日本が全面的に協力できるようにすることにある。改憲の出発点は、1949年にアメリカ軍で決定された日本の改憲に関わる覚書にあり、日本の軍隊創設の理由について、「我が国の限りある人的資源の利用における節約という効果を持つ」としている。つまり、「9条改憲」はアメリカの思惑の下、その戦争に日本が巻き込まれ、武力行使の標的となる道につながるものである。

過ちを繰り返さず、再び戦争の惨禍を起こさないようにするために、今一度、歴史に向き合い、日本と国際社会の平和な未来を築いていくことが切実に求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、日本及び国際社会の平和と安定を守るため、憲法第9条を堅持し、平和憲法をいかした対話による平和外交の取組こそ強化するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣

} 宛て